



令和3年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 [CO₂排出削減設備導入事業]



民間事業者※向け

高効率設備への更新、設備の燃料転換、再エネ設備の導入など
CO₂排出削減設備の導入費用の一部を補助します

1. 事業概要

申請受付期間

【郵送（一部メール）】 4月26日(月)～ **6月4日(金)** [必着・厳守]

対象事業

- ・ ボイラー等の燃料転換
- ・ 高効率熱源等の導入（ヒートポンプ導入等）
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の導入（太陽光発電設備（全量売電を除く）等）
- ・ 設備の高効率化（高効率空調へ更新等）
- ・ インバータ制御の導入

補助率等

事業所規模（原油換算）	補助率等	補助金上限額
大規模事業所 （目標設定型排出量 取引制度対象事業所）	（共通） 1 / 3（照明設備以外）	1,000万円（照明設備以外）
		750万円（照明設備）
中小規模事業所 （上記以外）	1 / 4（照明設備）	500万円（照明設備以外） 375万円（照明設備）

条件

- ・ 年間CO₂削減量が3トン以上の事業
- ・ 大規模事業所はEMS（エネルギーマネジメントシステム）の設置必須
- ・ 国等の補助金との併用不可 等

※詳細については募集要領をご確認ください。

埼玉県 CO₂ 補助金

検索

2. 補助対象事業所

民間事業者※が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限ります。

3. 対象経費

[補助対象経費]

項目	省エネ設備導入事業
設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）

※その他、ESCOに係る経費も対象としています。

エネルギー使用量に関する計測機器、エネルギー管理設備（機器の台数制御、出力制御等を自動的に行う機能を有するもの）等

[補助対象外経費] 撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

FAX 048-830-4777

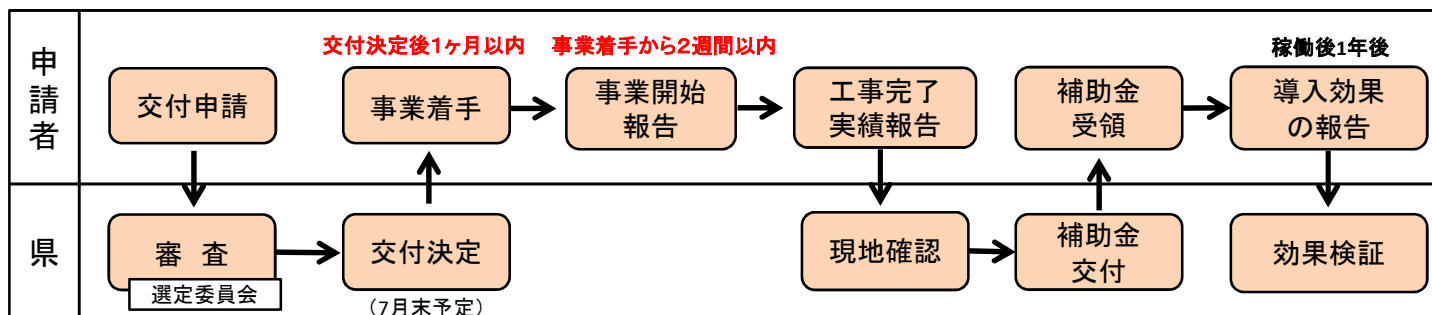
<大規模事業所> : 電話 048-830-3043

E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

<中小規模事業所> : 電話 048-830-3021

E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp

4. 事業フロー



※年間エネルギー使用量（原油換算値）が100kL以上の事業所については、省エネ診断の受診をお願いしています。省エネ診断を未受診の場合は、交付申請までに省エネ診断の申込をしてください。

5. 審査・選定

外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で交付決定又は不交付決定します。

6. 留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手(工事発注含む)してはならない**ものとします。
- 法人県民税及び法人事業税(個人の場合:個人県民税及び個人事業税)を滞納していないこと。等

7. 申請書提出にあたって

- 申請受付期間に正本1部を郵送・電子メールにより提出してください。
- 申請は**申請者本人**が行ってください。代理申請は行政書士等の有資格者に限りません(設備業者等は不可)。やむを得ず持参する場合は、事前予約制となります。
- 導入された設備が償却資産台帳(固定資産台帳)に登録されるものを対象とします。

【参考】埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 [スマート省エネ技術導入事業]

- エネルギーマネジメントシステム(EMS)やIoTを活用した省エネ技術導入に対する補助金を用意しています。**補助率: 1/3以内、補助限度額: 1,000万円。**
- 中小企業者等の事業所(大規模事業所・中小規模事業所ともに)が対象です。
- 高効率設備の導入と併せて、省エネ対策にEMS等を活用することで、より大きな省エネ・省CO₂効果が期待できます。
- **[CO₂排出削減設備導入事業]**、**[暑さ対策設備等導入事業]**と同時申請が可能。

